		備考 1　「離島に係る市町村」とは離島振興法、奄美振興法若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法の適用を受ける市町村又は沖縄振興特別措置法第３条第３号に規定する離島に係る市町村をいう。 2　「その他の市町村」に係る乗数Ｂは０とする。
		寒冷補正 給与差　寒冷度　積雪度 ４級地　0.810　2.352　2.928 ３級地　1.020　1.601　1.553 ２級地　1.052　1.089　0.649 １級地　1.187　0.658　0.326 無級地　0.000　0.000　0.000
［七　略］	［略］	［略］
八　補正予算債償還費	平成４年度から平成10年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正 ［削る］ (1)～(7)　［略］
	平成11年度から平成14年度まで及び平成16年度から令和元年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業	種別補正 (1)　平成11年度補正予算債 ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの　0.406 イ　平成11年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.411 (2)　平成12年度補正予算債　1.000 (3)　平成13年度補正予算債 ア　都道府県76.0％分　0.943 イ　都道府県66.0％分　0.819 ウ　都道府県50.0％分　0.620

		備考 1　「離島に係る市町村」とは離島振興法、奄美振興法若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法の適用を受ける市町村又は沖縄振興特別措置法第３条第３号に規定する離島に係る市町村をいう。 2　「その他の市町村」に係る乗数Ｂは０とする。
		寒冷補正 給与差　寒冷度　積雪度 ４級地　0.718　2.237　2.726 ３級地　0.905　1.522　1.447 ２級地　0.933　1.035　0.605 １級地　1.053　0.626　0.304 無級地　0.000　0.000　0.000
［七　同左］	［同左］	［同左］
八　補正予算債償還費	昭和62年度から平成10年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正 (1)　昭和62年度補正予算債　0.975 (2)～(8)　［同左］
	平成11年度から平成14年度まで及び平成16年度から平成30年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業	種別補正 (1)　平成11年度補正予算債 ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの　1.000 イ　平成11年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　1.009 (2)　平成12年度補正予算債　0.980 (3)　平成13年度補正予算債 ア　都道府県76.0％分　0.927 イ　都道府県66.0％分　0.805 ウ　都道府県50.0％分　0.611